

Kビジョン株式会社
テレビサービス加入契約約款

Kビジョン株式会社（以下「当社」という）と、当社が行うテレビサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、定められた区域（以下「サービス区域」という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、加入者に次のサービスを提供します。

ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

（一）基本サービス1

地上デジタル放送、BS デジタル放送、CS デジタル放送、FM ラジオ放送、自主放送サービスのうち、加入者が別表1で定める基本サービス料の支払いにより視聴可能となるサービス。

（二）基本サービス2

地上デジタル放送、FM ラジオ放送、自主放送サービスのうち、加入者が別表1で定める基本サービス料の支払いにより視聴可能となるサービス。

（三）デジタル有料放送サービス

基本サービスに加えて加入者が希望により BS デジタル放送および CS デジタル放送のうち、別表1で定めるデジタル有料放送サービス料の支払いにより視聴可能となるサービス。

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします。

なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、建物代表者と各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。

ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

（一）加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

（二）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合

（三）本施設の構築が困難であると判断される場合

（四）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

（五）KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合

（六）別表9(第37条関係)の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合

第4条（契約の申込の撤回等）

加入者は申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の申込の撤回等は、同項の書面を発した時に効力を生じます。

3. 第1項の規定により契約の申込の撤回等を行った場合は、加入金の還付を請求することができます。

ただし、あらかじめ契約の申込の撤回をする等の悪意の意思をもって申込を行った場合は、この限りではありません。

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下「文書」という）により何等の意思表示もない場

合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物代表者との契約が解約になったときには、第24条第1項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとし、以後も同様とします。

第6条（加入金）

加入者は、料金表に基づき加入金を契約成立日から別途支払い方法により、支払うものとし、以後も同様とします。

2. サービス期間を設け、加入金の特別割引を行うことがあります。但し、既加入者には適用しません。
3. 経済環境の変動その他の事情により、加入金を改正することがあります。ただし、既加入者には適用しません。

第7条（利用料金）

加入者は、別表1に定める利用料金を当社に支払うものとし、以後も同様とします。ただし、次の項目については、以下の条件を満たす加入者に適用します。

（一）施設利用料

集合共同引込の建物で、当該建物全世帯分の契約料を一括全納する加入者。

（二）難視コース

国が指定する「新たな難視地区」「デジタル混信地区」のエリア内でサービスを受ける加入者。

2. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
3. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。
4. NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）は、当社が設定した利用料金の中に含まれません。
5. 加入者が、第38条（a u IDの提供）で提供された「a u ID」を利用し、4Kスマートチューナーの画面上で各種コンテンツ等の規約に同意し購入したコンテンツ等の債権は、当社がKDDI株式会社からa uかんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権として第1項の利用料等と合わせて支払うものとし、以後も同様とします。

第8条（セットトップボックス）

加入者は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品（以下「STB」という）を当社より購入または別表2のレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）および専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という）の取扱いについては、第27条の規定によるものとし、以後も同様とします。

2. 第1項により加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとし、以後も同様とします。ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、加入者は別表6に定める手数料を当社に支払うものとし、以後も同様とします。また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。
3. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。
4. 第1項により当社よりSTBの貸与を受ける加入者は、解約時に当社にSTBを返還し、別表6に定めるSTB撤去費用を負担するものとし、以後も同様とします。
5. STB保証金を当社に預け入れている加入者に関しては、解約時に加入者は当社へSTBを返還するものとし、その際には当社は加入者に保証金を無利息で返戻します。
6. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとし、以後も同様とします。
7. BS・CSデジタル放送は、当社の指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。
8. 不特定多数者の利用に供する場所及び入場料を徴収する場所では、STBの設置は出来ないものとし、以後も同様とします。
9. 録画機能付きSTBの使用に際し、録画機能付きSTBの故障、不具合、誤操作、その他の理由により録画・編集されたデータ（以下「録画内容」という）が消失した場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとし、以後も同様とします。

10. 録画機能付き STB の使用に際し、録画機能付き STB の故障、不具合、誤操作、その他の理由により放送番組が正常に録画できなかった場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとします。
11. 加入者は録画機能付き STB を解約または故障等により修理・交換が必要な場合、予め録画内容および個人情報等を消去するものとします。未消去の状態でご返却した場合、当社は加入者に通知なく消去できるものとし、これにより生じた損害については、原因の如何に問わず当社はその責任を負わないものとします。
12. 録画機能付き STB の使用に際し、DVD ディスク、SD カード、その他の外部記録媒体及び装置へ保存した録画内容、放送番組、その他のデータが消失した場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとします。
13. 第 1 項により加入者が当社より貸与を受ける STB については、録画機能付き STB の最低利用期間を 1 年とし、利用開始月から起算して 1 年以内に解約または利用中止する場合、加入者は残りの月数に相当する利用料を解約料として支払うものとします。
14. STB 購入の場合、STB の故障に伴う修理保証は、メーカー保証に準じ STB 購入から 1 年間になります。加入者の故意または重大な過失による損傷、雷等自然災害による損傷等は保証外になります。
15. STB を操作するためのリモートコントローラ（以下「STB リモコン」という）の経年劣化、または、加入者が故意または重大な過失による損傷、雷等自然災害による損傷等加入者が破損、紛失した場合は、いずれも加入者の必要に応じて、当社より購入するものとします。
16. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与している 4K スマートチューナーの使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を提供している KDDI 株式会社へ提供します。
17. 4K スマートチューナーと連携する加入者所有のテレビ、タブレット、スマートフォン、パソコン等の端末が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合、これにより生じた損害については、原因の如何に問わず当社はその責任を負わないものとします。

第 9 条（施設の設置および費用負担）

当社は本施設のうち、放送センターから保安器、若しくは V-ONU までの施設（以下「当社施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子から保安器、若しくは光クロージャから V-ONU までの当社施設および V-ONU 設置に必要なとなる電源（AC 100V）については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は本施設のうち、保安器、若しくは V-ONU の出力端子以降のすべての施設（以下「加入者施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より 1 年間とします。
4. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第 10 条（料金の支払い方法）

加入者は、当社に加入金、工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の 26 日（金融機関の休日の場合には翌営業日）に、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第 11 条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年 14.6%（年

365 日の日割り計算による) の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第 1 2 条 (サービス提供の停止による損害の賠償)

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (一) 天災、事変
- (二) 放送衛星、通信衛星の機能停止
- (三) その他当社の責に帰することのできない事由

第 1 3 条 (責任事項)

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

第 1 4 条 (設置場所の無償使用)

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

- 2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 1 5 条 (便宜の供与)

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 1 6 条 (著作権および著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第 1 7 条 (無断視聴の禁止)

加入者が、テープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。無断視聴者を確認した場合は、当社が次の損害賠償を請求するものとします。

- (一) 加入金相当額
- (二) 加入者が無断視聴者の居住する地点に放送サービスを開始した日を起算日として、無断視聴の事実を当社が確認した日に至るまでの間の利用料相当額。

第 1 8 条 (故障)

当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ステレオ等に起因する受信異常については、この限りではありません。

- 2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
- 3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第 1 9 条 (一時停止)

加入者は、当社のサービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第 3 項に定める最長期間が満了した場合は、サービスの提供の一時停止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後 1 年以内の一時停止はできないものとします。

- 2. 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金を第 7 条第 1 項の規定にかかわらず無料とします。なお、停止した日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。

- 3. 第 1 項の一時停止期間は、最長 1 年とします。

4. 加入者は、当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、別表 6 に定める再開手数料を当社に支払うものとします。

5. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の翌月分の利用料金と合わせて収納します。

第 20 条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第 21 条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとし、変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。

(一) 変更先が同一の敷地内又は建物内の場合。

(二) 変更先が当社の業務区域内で、最寄りのタップに余裕がある場合。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第 22 条（名義変更）

相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、別表 6 に定める名義変更手数料の支払いにより、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

3. 第 1 項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。

第 23 条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

3. 加入者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第 3 条の規定に準じて取扱うものとします。

第 24 条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の 10 日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。

2. 第 1 項による解約の場合、加入者は、第 7 条第 1 項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

また、別表 6 に定める施設撤去料を支払うものとします。

3. 第 1 項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者は別表 6 に定める引込線撤去費用を負担するものとします。

4. 解約の場合、当社は別表 10 に定める規定に基づき、加入金の払い戻しをいたします。

5. 契約を解消した場合でも、加入者の故意又は過失により、解約前に生じた加入者の保証すべき責任及び負うべき業務は失効しないものとします。

第 25 条（契約の解除）

当社は、加入者または第 10 条第 3 項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるもの

とします。

なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。ただし、当該加入者が第8条第5項のSTB保証金を当社に預け入れている場合には、当社はその保証金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。ならびに、第24条4項の払い戻し規定の払戻加入金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

3. 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、デジタル有料サービス料、その他これに類する料金などが払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社はその責任を負わないものとします。

第26条（初期契約解除制度）

加入者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時生じます。この場合、加入者は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、加入契約の解除までの期間において提供を受けたテレビサービス利用料金、事務手数料及びすでに有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した別表7に定める工事費は請求されます。なお、追加工事が必要となる場合は、その他の工事費として同表に定める額を標準工事費に加算して当社に支払うものとします。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）加入者に返還いたします。④当社による初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

第27条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STBの購入、貸与の別にかかわらず、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

4. 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者は別表6に定める手数料を当社に支払うものとします。

5. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。

6. 基本サービス1、基本サービス追加、デジタル有料サービスは、当社より貸与するB-CASカード及びC-CASカードを使用した場合のみ利用できます。

第28条（加入者個人情報の取扱い）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識

別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。

3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第29条（加入者個人情報の利用目的等）

当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- (一) サービス契約の締結
 - (二) サービス料金の請求
 - (三) サービスに関する情報の提供
 - (四) サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (五) 受信装置の設置及びアフターサービス
 - (六) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - (七) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）
 - (八) 加入者の視聴状況や4Kスマートチューナーの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。また、加入者がダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報管理、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため
 - (九) 4Kスマートチューナーの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - (一) 法令に基づく場合
 - (二) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (三) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (四) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - (一) 本人が書面等により同意した場合
 - (二) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (三) 第30条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - (四) 第31条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
 4. 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。
 5. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏

えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

6. 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

(一) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(二) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(三) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第30条（加入者個人情報の共同利用）

当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目

的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2. 当社は、第3条第1項第1号から第4号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第25条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第31条（加入者個人情報の取扱いの委託）

当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. 当社は、第一項の委託先との間で、第29条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第32条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理等について、指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第33条（本人による開示の求め）

本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係

る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

(一) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(二) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(三)他の法令に違反することとなる場合

3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第34条（本人による利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するため、

宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し次に掲げる求めを行うことができます。

(一)当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除

(二)加入者個人情報の利用の停止

(三)加入者個人情報の第三者への提供の停止

2. 当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第35条（本人確認と代理人による求め）

当社は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2. 本人は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第36条（本人の求めに係る手数料）

当社は、第29条第6項及び第33条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。

2. 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて収納します。

3. 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第37条（提携事業者が提供するサービス）

4Kスマートチューナーご利用の加入者に対しそのサービス区域内で、提携事業者により次のサービスの提供を行います。なお、提携事業者によりサービスの一部または全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(1) 提携事業者によるコンテンツサービス

(ア) セキュリティソフトウェア

別表9に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、4Kスマートチューナーをご利用の場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。

(イ) その他提携事業者提供のコンテンツ

提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第38条（au IDの提供）

4Kスマートチューナーの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

2. 加入者は、4Kスマートチューナーを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au

ID利用規約」に同意していただきます。また、4Kスマートチューナー1台につき1個の「au

I D」を予め提供しますので、加入申込時に暗証番号を設定していただきます。

3. 加入者は、4 Kスマートチューナー上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「a u I D」が設定されている4 Kスマートチューナーの機器情報を、当社がKDD I 株式会社へ提供することについて承諾していただきます。
4. 第2項で提供された「a u I D」は、加入者が当社の4 Kスマートチューナーを解除した場合においても自動的に解除されません。なお、解除する場合は、提供元のKDD I 株式会社へ解除手続きを行うものとします

第39条（料金の割引）

当社は、次に定める条件をすべて満たす場合、別表8に定める料金の割引を適用します。

- （一）加入者は第7条（利用料金）の規定に従い利用料金の支払いがおこなわれている。
- （二）加入者は別表8に定める当社が提供するインターネットサービスの支払いがおこなわれている。
- （三）本サービスの加入契約と前号で定める契約で利用する加入者施設が同一住所であり、かつ、支払条件・口座（口座番号、口座名義等）が同一である。

第40条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第41条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項に基づく求め、第40条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第42条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表5に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第43条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本
人に通知します。

2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第33条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第44条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については山口地方裁判所を管轄裁判所とします。

第45条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第46条（約款の改正）

当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、加入者の個別の合意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合には、その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 前項の場合、当該変更の影響を受けることになる加入者に対し、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款の内容についてあらかじめホームページ（<http://www.kvision.ne.jp>）にて加入者へ通知するものとします。
3. 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に加入者が本サービスの利用を継

続した場合は、加入者が変更後の約款に同意したものとみなします。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 一括加入、業務用等については別に定めます。
3. この約款は、2020年4月1日より施行します。

表示価格は全て税込です

別表1 ◆料金表◆

1. 加入金

項目	単位	料金
加入金	引込線の1回線毎	33,000 円
標準工事費	引込線の1回線毎	23,100 円

2. 利用料

2-1 基本サービス1

STB 区分	項目	単位	料金 (月額)	条件
貸出	デラックスHDコース	1 契約	3,740 円	
	ライトコース	1 契約	2,200 円	
販売	デラックスHDコース	1 契約	3,300 円	2014 年 3 月末日をもって新規受付を終了しました
	ライトコース	1 契約	1,760 円	2014 年 3 月末日をもって新規受付を終了しました

2-2 基本サービス2

項目	単位	料金 (月額)	条件
基本料	1 世帯当たり	1,650 円	2009 年 3 月末日をもって新規受付を終了しました
施設利用料	1 世帯当たり	1,320 円	集合住宅など ※旅館・ホテル・病院などの料金は500 円
難視コース	1 世帯当たり	1,320 円	国が指定する「新たな難視地区」 「デジタル混信地区」の加入者

2-3 基本サービス追加

STB 区分	項目	単位	料金 (月額)	条件
貸出	デラックスHDコース	1 契約	1,870 円	
	ライトコース	1 契約	550 円	
販売	デラックスHDコース	1 契約	1,430 円	2014 年 3 月末日をもって新規受付を終了しました
	ライトコース	1 契約	110 円	2014 年 3 月末日をもって新規受付を終了しました

2-4 デジタル有料サービス

項目	単位	料金（月額）
WOWOWプライム	セットトップボックス1台毎	3chで2,530円 (別途契約)
WOWOWライブ		
WOWOWシネマ		
スターチャンネル1	セットトップボックス1台毎	3chで2,530円
スターチャンネル2		
スターチャンネル3		
衛星劇場 HD	セットトップボックス1台毎	2,200円
東映チャンネル	セットトップボックス1台毎	1,650円
フジテレビNEXT	セットトップボックス1台毎	1,320円
Mnet HD	セットトップボックス1台毎	2,530円
KNTV	セットトップボックス1台毎	3,300円
Jsports4 HD	セットトップボックス1台毎	1,540円
AT-X HD	セットトップボックス1台毎	1,980円
グリーンチャンネル	セットトップボックス1台毎	2chで1,320円
グリーンチャンネル2		
レジャーチャンネル1	セットトップボックス1台毎	1,650円
レジャーチャンネル2		

別表2 ◆各種機器のレンタル料金◆

項目	区分	料金（月額）	条件
セットトップボックス	標準タイプ	別表1のデラックスHDコース、 ライトコースの料金に含む。	
	らく録ブルーレイ (録画機能付き STB)	1,430円	
	4Kスマートチューナー (録画機能付き STB)	1,210円	
	4Kケーブルチューナー (録画機能付き STB)	770円	
	らく録1000 (録画機能付き STB)	550円	
	らく録タイプⅠ (録画機能付き STB)	1,100円	2012年3月末日をも って新規受付を終了 しました
	らく録タイプⅡ (録画機能付き STB)	440円	2013年3月末日をも って新規受付を終了 しました
	らく録外付けHDD (録画機能付き STB)	110円	

◆各種機器の販売価格◆

項目	区分	単位	販売価格	条件
セットトップボックス	らく録ブルーレイ (TZ-BDT910P)	1 台毎	93,500 円	2013 年 12 月末日を もって新規受付を終 了しました
リモコン	S T B リモコン	1 台毎	3,300 円	

別表 3 ◆加入者個人情報を提供する第三者の一覧表◆

1. 加入者との契約を代理する指定特約店 2. 加入者との工事を代理する指定工事業者 3. 加入者の信用照会のための使用情報機関（必要な場合） 4. 番組表等の送付委託先 5. 加入者が利用料等を滞納した場合の滞納取立者
--

別表 4 ◆加入者が行う請求の種別とその料金◆

項目	単位	料金
個人情報の開示及び個人情報利用目的の通知	1 回毎	1,100 円

別表 5 ◆加入者個人情報の種類とその保存期間◆

当社と加入者との加入契約に伴い入手した加入申込者、入居者の個人情報保存期間は、解約月の翌月から 1 年以内とする。ただし、利用料金の滞納、および本契約に違反した場合はこの限りではない。
--

別表 6 ◆手数料◆

項目	単位	料金	区分
S T B 破損・紛失等	セットトップボックス 1 台毎	33,000 円	標準タイプ、 らく録外付け H D D (録画機能付き STB)
		110,000 円	らく録タイプ I (録画機能付き STB)、 らく録ブルーレイ (録画機能付き STB)
		66,000 円	らく録タイプ II (録画機能付き STB)、 らく録 1 0 0 0 (録画機能付き STB) 4 K ケーブルチューナー (録画機能付き STB) 4 K スマートチューナー (録画機能付き STB)
再開手数料	引込線の 1 回線毎	3,300 円	
名義変更手数料	1 回毎	1,100 円	
C - C A S カード破損・紛失等	C - C A S カード 1 枚毎	2,200 円	
S T B 撤去費用	1 台	3,300 円	
施設撤去料	1 世帯	4,400 円	
引込線撤去	引込線の 1 回線毎	9,900 円	

別表 7 ◆工事費◆

標準工事費		
建物区分	単位	料金
戸建（引込・宅内工事）	1 世帯	23,100 円
集合住宅（引込工事）	1 棟	17,600 円
その他の工事費		
項目	単位	料金
アンテナケーブル接続	1 本	1,650 円
分波器	1 個	1,650 円
STB 取付調整（2 台目以降）	1 台	3,300 円
4K スマートチューナー取付調整	1 台	3,300 円
CATV ブースター	1 個	14,850 円
BS + CATV ブースター	1 個	19,800 円
CATV ブースター 35 dB（集合住宅用）	1 個	27,500 円
CATV ブースター 40 dB（集合住宅用）	1 個	37,400 円
BS + CATV ブースター 35 dB（集合住宅用）	1 個	31,900 円
BS + CATV ブースター 40 dB（集合住宅用）	1 個	40,700 円
ブースター電源部取付	1 個	5,500 円
新規配線	1 ケ所	5,500 円
配線調整	1 ケ所	2,750 円
アンテナ撤去	1 本	4,400 円
2 分配器	1 個	4,400 円
3 分配器	1 個	5,500 円
4 分配器	1 個	6,600 円
6 分配器	1 個	7,700 円
防水 2 分配器	1 個	7,700 円
防水 3 分配器	1 個	8,800 円
防水 4 分配器	1 個	9,900 円
直列ユニット（中間・端末）	1 個	3,850 円
貫通工事	1 ケ所	3,300 円
入線工事	1m	550 円

別表 8 ◆料金の割引◆

スマート割引（割引適用条件は各サービスの指定コース、レンタル機器の契約が必要です）

テレビサービス		インターネットサービス	割引額（月額）
基本サービス	レンタル機器	15Mコース、30Mコース、 120Mコース、光エコ、 光スタンダード、光スーパー のいずれかのコース	330 円
デラックスHDコース または ライトコース	4K スマートチューナー		

別表 9（第 37 条関係）◆提携事業者によるコンテンツサービス◆

コンテンツサービス	提携事業者
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社

別表 10 ◆払い戻し規定◆

業務区域外への転居等で加入契約から 5 年以内に解約された場合の支払加入金は、以下の計算式により払い戻します。

返戻加入金 = (支払加入金) - (支払加入金×月数×1／60)

(注) 月数は加入契約月から解約月までの月数。ただし、加入月および解約月を含む。

お客様への注意事項、「ウイルスバスター for au」の使用許諾契約書に続いて、 プライバシーと個人データの収集に関する規定

本書には、お客様への注意事項、「ウイルスバスター for au」の使用許諾契約書に続いて、プライバシーと個人データの収集に関する規定が記載されています。

「ウイルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様とトレンドマイクロ株式会社(以下「トレンドマイクロ」といいます)との間の契約です。「ウイルスバスター for au」(第 4 条所定のサポートサービスの一環として提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。)をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。また、お客様が未成年の場合は、保護者の同意を得たうえで本ソフトウェアをご使用ください。

使 用 許 諾 契 約 書

第 1 条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本条に定めるハードウェア(リース物件またはレンタル物件を含みます)におけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を KDDI 株式会社(KDDI 株式会社所定の CATV 会社を含みます。以下総称して「KDDI」といいます)または沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セルラー」といいます)の提供する所定のサービス(以下「本件サービス」といいます)に加入されたお客様に対して許諾します。

(a) 本件サービスの加入期間中、本件サービスの適用対象となるハードウェア上で本ソフトウェアを KDDI または沖縄セルラーが許諾する数を限度に使用する権利。

第 2 条 著作権等

1. 本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント(以下、総称して「ドキュメント」といいます)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロまたはトレンドマイクロにこれを許諾した第三者へ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ賃貸、貸与または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびドキュメントに担保権を設定することはできないものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス(有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス)の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。

3. お客様は、本ソフトウェアにつき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル(以下、総称して「改造等」といいます)することはできないものとします。お客様の改造等に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
4. お客様は、本ソフトウェアに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとします。

第3条 保証および責任の限定

- 1.トレンドマイクロは、本ソフトウェア、ドキュメントについて、瑕疵のないことを保証するものではなく、これらについて瑕疵があった場合にお客様に生じた損害について、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは責任を負わないものとします。トレンドマイクロは、第4条に定義されるサポートサービスに関して、その利用により、お客様の使用するハードウェアの問題の解決、パフォーマンスの向上その他の特定の状態が作出されることを保証せず、また、サポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証しません。トレンドマイクロは、お客様がサポートサービスを利用したこと、またはサポートサービスを利用できなかったことに起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。トレンドマイクロは、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。
2. KDDI または沖縄セルラーが定める手続によるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様の責任とさせていただきます。
3. 本ソフトウェア、プロダクトキーの譲渡に関連して生じたトラブルについても、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡または入手につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、使用停止の措置により発生した損害について一切の補償をいたしません。お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム(本ソフトウェアを含みますがこれに限られません)の選択、導入、使用および使用結果につきましては、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびにサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関して、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。
4. 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。ただしトレンドマイクロに故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第4条 サポートサービス等

- 1.トレンドマイクロは、KDDI または沖縄セルラーが定める手続に従い、本件サービスに加入されたお客様に対し、本件サービスへの加入期間中、以下に記載されるサポートサービス(以下「サポートサービス」といいます)を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部ご利用いただけないサポートサービスがあります。
 - (a) 各種パターンファイル、検索エンジンおよび各種プログラムモジュールのアップデートサービス
 - (b) メールまたはチャット等による問い合わせ対応
2. サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサー

ビスを提供する義務を負わないものとします。

- (a) KDDI または沖縄セルラーが定める手続に従って本件サービスへの加入手続きを行っていないお客様
 - (b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - (c) KDDI または沖縄セルラー所定のサービスへの契約を終了または契約を解除されたお客様
 - (d) 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム(日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます)上で使用しているお客様
 - (e) 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様
 - (f) KDDI または沖縄セルラーにおいて所定のサービスへの登録情報が確認できないお客様
3. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
- (a) システムの緊急保守を行うとき
 - (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (d) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき
4. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信する Web ページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。
5. トレンドマイクロは、サポートサービスの過程でお客様から頂いたご意見、感想等(文章および音声を含みますがそれらに限られません、ただし第 7 条で定義する個人情報を除きます。以下「ご意見等」といいます)をトレンドマイクロの製品やサービスの改善およびマーケティング活動を目的として利用いたします。お客様は、トレンドマイクロに対して、当該ご意見等を全世界において無償で非独占的に使用する(加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含みます)権利を許諾するものとし、かつトレンドマイクロに対して当該ご意見等にかかる著作権、著作人格権等の知的財産権を行使しないものとします。

第 5 条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを一切使用することができません。
2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下「暴力団等」という)、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
- (a) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (b) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (c) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (d) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 前各項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
- (a) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - (b) 違法行為または不当要求行為
 - (c) 業務を妨害する行為
 - (d) 名誉や信用等を毀損する行為

(e)その他前各号に準ずる行為

4. お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
5. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破棄するものとします。

第6条 守秘義務

1. お客様は、(a)本契約記載の内容、および、(b)本契約に関連して知り得た情報(プロダクトキー、サポートサービスに関連する電話番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IP アドレスならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます)につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者(KDDI、沖縄セルラーを除きます)に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - (a) 開示を受けた時に既に公知である情報
 - (b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (e)トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

第7条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報(変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。)につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。なお、トレンドマイクロは、お客様が製品利用の過程でトレンドマイクロのサーバに任意に保存した個人情報(個人番号、いわゆるマイナンバー等を含みます)を利用することはありません。
 - (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、KDDI および沖縄セルラーまたはお客様が第4条1項、2項および3項に基づき届け出た事項
 - (b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様と KDDI および沖縄セルラーとの契約にかかわる事項
 - (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - (a) サポートサービスの提供
 - (b) 契約の更新案内
 - (c)トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
 - (d)トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
 - (e) セキュリティに関する情報の提供
 - (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
 - (g)トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、安全管理措置を講じたうえで同社の子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報保護に関する契約書を締結したうえで個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。

4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。
 - (a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
 - (b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
 - (c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
 - (d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、トレンドマイクロが本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき利用停止、第三者への提供の停止および利用目的の通知依頼の申し出を行うことができるものとし(但し、法令等に定めがある場合を除く)、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、トレンドマイクロ リスク管理室 室長(兼個人情報保護管理責任者)privacy@trendmicro.com となります。
7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第 8 条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した日から、第 5 条に基づき本契約が終了するかまたは解除されるとき、もしくは本件サービスの加入期間が終了するときまで有効です。
2. KDDI または沖縄セルラー所定の手続を行うことにより本件サービスの加入期間を更新されたお客様には、本契約の最新の内容が適用されます。

第 9 条 一般条項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合(サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません)、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術(以下「本ソフトウェア等」という)が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。
4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。
5. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとします。お客様は最新

の本契約内容をトレンドマイクロの Web サイトから確認できます。当該変更は、トレンドマイクロの独自かつ単独の裁量でなされますが、本件サービス契約期間が有効期間中であるお客様については、トレンドマイクロの Web サイトで最新の本契約が掲載されてから 30 日後に有効になるものとします。本契約の変更がなされた場合には、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。本件サービス契約期間が有効期間中であるお客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様は本ソフトウェアを使用することはできません。

6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段 (POPUP 等を含みます) によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
7. 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。
(a)お客様がアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報 (ID、パスワード等) などを含んだ URL がトレンドマイクロ (本号においてその子会社を含みます) のサーバに送信されます。
この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。
- 8.トレンドマイクロは、緊急またはやむを得ないと判断する場合に限り、お客様に事前の通知をすることなく、お客様がご利用する本ソフトウェアのアップデートを KDDI または沖縄セルラーへ依頼し、KDDI または沖縄セルラーより強制的に最新バージョンへアップデートが行われる場合があります。
9. 第 2 条、第 3 条、第 6 条および本条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
10. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所します。

トレンドマイクロ株式会社

プライバシーと個人データの収集に関する規定

トレンドマイクロ製品の一部の機能は、お客さまの製品の利用状況や検出にかかわる情報を収集してトレンドマイクロに送信します。この情報は一定の管轄区域内および特定の条例において個人データとみなされることがあります。トレンドマイクロによるこのデータの収集を停止するには、お客さまが関連機能を無効にする必要があります。

本ソフトウェアにより収集されるデータの種別と各機能によるデータの収集を無効にする手順については、次の Web サイトを参照してください。

<https://success.trendmicro.com/data-collection-disclosure>

重要

データ収集の無効化やデータの削除により、製品、サービス、または機能の利用に影響が発生する場合があります。本ソフトウェアにおける無効化の影響をご確認の上、無効化はお客さまの責任で行っていただくようお願いいたします。

トレンドマイクロは、次の Web サイトに規定されたトレンドマイクロのプライバシーポリシーに従って、お客さまのデータを取り扱います。

https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy-product.html

トレンドマイクロ株式会社

著作権について

本書に関する著作権は、トレンドマイクロ株式会社へ独占的に帰属します。トレンドマイクロ株式会社が事前に承諾している場合を除き、形態および手段を問わず、本書またはその一部を複製することは禁じられています。本ドキュメントの作成にあたっては細心の注意を払っていますが、本書の記述に誤りや欠落があってもトレンドマイクロ株式会社はいかなる責任も負わないものとします。本書およびその記述内容は予告なしに変更される場合があります。

商標について

TREND MICRO およびウイルスバスターは、トレンドマイクロ株式会社の登録商標です。

本書に記載されている各社の社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です。

Copyright © 2019 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.